

評価実施手引書対照表（主な事項）

頁	行	現行	修正案	備考（理由）
1	2 0	III 実施時期 ・・・ 6月末 対象法科大学院 から自己評価書の提出締切 ・・・	III 実施時期 ・・・ 6月末 対象法科大学院を置く大学 から自己評価書の提出締切 ・・・	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため
〃	2 2	1月末 評価結果を確定する前に 対象法科大学院 に通知	1月末 評価結果を確定する前に 対象法科大学院を置く大学 に通知	
〃	2 3	2月下旬 対象法科大学院 からの意見の申立ての受付締切	2月下旬 対象法科大学院を置く大学 からの意見の申立ての受付締切	
2	1 0	IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会の役割 1 法科大学院認証評価委員会 ・・・ (3)・・・評価報告書原案、 対象法科大学院 からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。	IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会の役割 1 法科大学院認証評価委員会 ・・・ (3)・・・評価報告書原案、 対象法科大学院を置く大学 からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため 法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため（基準要綱 p. 43「2 評価の方法等」の「2-3」）
〃	1 2	(4) 基準を満たしていないとの判断 に対する意見の申立ての審議に当たっては、・・・	(4) 適格と認定されない評価結果（案） に対する意見の申立ての審議に当たっては、・・・	
3	1 9	V 評価のプロセス 1 評価部会における評価のプロセス ・・・ (1) 書面調査の実施 ① 評価部会は、 法科大学院 から提出された自己評価書・・・	V 評価のプロセス 1 評価部会における評価のプロセス ・・・ (1) 書面調査の実施 ① 評価部会は、 法科大学院を置く大学 から提出された自己評価書・・・	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため
5	2 3	○書面調査による分析結果の審議・決定（書面調査による分析状況として、 対象法科大学院 に通知）	○書面調査による分析結果の審議・決定（書面調査による分析状況として、 対象法科大学院を置く大学 に通知）	
〃	3 4	○評価結果(案)として取りまとめ（ 対象法科大学院 に通知）	○評価結果(案)として取りまとめ（ 対象法科大学院を置く大学 に通知）	
〃	3 9	基準を満たしていないとの判断 に対する意見の申立ての審議に当たっては、・・・	適格と認定されない評価結果（案） に対する意見の申立ての審議に当たっては、・・・	法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため（基準要綱 p. 43「2 評価の方法等」の「2-3」）

頁	行	現行	修正案	備考(理由)
6	9	I 書面調査の実施体制及び方法等 ・・・ 2 書面調査の実施方法 (1) 書面調査は、 <u>対象法科大学院</u> から提出された自己評価書・・・	I 書面調査の実施体制及び方法等 ・・・ 2 書面調査の実施方法 (1) 書面調査は、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> から提出された自己評価書・・・	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため
”	14	(2)・・・機構事務局を通じて、 <u>対象法科大学院</u> に照会や提出依頼を行います。	(2)・・・機構事務局を通じて、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> に照会や提出依頼を行います。	
7	4	III 章ごとの評価 1 書面調査 (1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。 具体的には、 <u>法科大学院</u> から提出された自己評価書・・・	III 章ごとの評価 1 書面調査 (1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。 具体的には、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> から提出された自己評価書・・・	
”	13	III 章ごとの評価 ・・・ 2 第1章～第10章の自己評価結果の分析 ・・・ (1) 基準ごとの分析・判断 ① <u>対象法科大学院</u> から提出された自己評価書・・・	III 章ごとの評価 ・・・ 2 第1章～第10章の自己評価結果の分析 ・・・ (1) 基準ごとの分析・判断 ① <u>対象法科大学院を置く大学</u> から提出された自己評価書・・・	
9	4	I 訪問調査の目的 ・・・ <u>対象法科大学院</u> にその調査結果を伝え、その状況等に関し、 <u>対象法科大学院</u> との共通理解を図ることを目的とします。	I 訪問調査の目的 ・・・ <u>対象法科大学院を置く大学</u> にその調査結果を伝え、その状況等に関し、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> との共通理解を図ることを目的とします。	
”	”			
”	22	III 訪問調査の事前準備 ・・・ 3 訪問調査の実施日等の決定及び通知 ・・・機構事務局を通じて <u>対象法科大学院</u> と協議した上で、評価部会が決定し、 <u>対象法科大学院</u> に通知します。	III 訪問調査の事前準備 ・・・ 3 訪問調査の実施日等の決定及び通知 ・・・機構事務局を通じて <u>対象法科大学院を置く大学</u> と協議した上で、評価部会が決定し、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> に通知します。	
”	23			
10	7	III 訪問調査の事前準備 ・・・ 4 調査内容等の決定及び通知 ・・・機構事務局を通じて <u>対象法科大学院</u> に通知します。	III 訪問調査の事前準備 ・・・ 4 調査内容等の決定及び通知 ・・・機構事務局を通じて <u>対象法科大学院を置く大学</u> に通知します。	

頁	行	現行	修正案	備考（理由）
12	18	VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ・・・・この際、 <u>対象法科大学院</u> から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、・・・	VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ・・・・この際、 <u>対象法科大学院を置く大学</u> から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、・・・	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため
14	24	I 評価報告書原案の構成及び記述内容 ・・・・ 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 ・・・・参考資料として <u>各対象法科大学院</u> から提出のあった自己評価書・・・	I 評価報告書原案の構成及び記述内容 ・・・・ 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 ・・・・参考資料として <u>各対象法科大学院を置く大学</u> から提出のあった自己評価書・・・	
15	3	II 評価報告書原案の取扱い 1 ・・・・評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に <u>当該法科大学院</u> に通知します。	II 評価報告書原案の取扱い 1 ・・・・評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に <u>当該法科大学院を置く大学</u> に通知します。	
〃	5	2 <u>当該法科大学院</u> は、機構から通知された評価結果（案）・・・	2 <u>当該法科大学院を置く大学</u> は、機構から通知された評価結果（案）・・・	
〃	8	II 評価報告書原案の取扱い ・・・・ 3 ・・・・ <u>基準を満たしていないとの判断</u> に対する意見の申立てがあった場合には、・・・	II 評価報告書原案の取扱い ・・・・ 3 ・・・・ <u>適格と認定されない評価結果（案）</u> に対する意見の申立てがあった場合には、・・・	法科大学院評価基準要綱の表記に揃えるため（基準要綱 p. 43「2 評価の方法等」の「2-3」）